

令和 3 年 第 2 回 定例 市議会 議案

岸 和 田 市

令和 3 年第 2 回定例市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
報 告 第 3 号	専決処分の報告について	P. 1
報 告 第 4 号	第 5 次岸和田市障害者計画の報告について	P. 7
報 告 第 5 号	令和 2 年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	P. 9
報 告 第 6 号	令和 2 年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	P. 13
報 告 第 7 号	令和 2 年度岸和田市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 17
報 告 第 8 号	令和 2 年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 21
報 告 第 9 号	令和 2 年度岸和田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 25
報 告 第 10 号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	P. 29
議 案 第 44 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 3 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 3 号))	P. 41
議 案 第 45 号	岸和田市競輪場売店管理条例の廃止について	P. 65
議 案 第 46 号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正について	P. 69
議 案 第 47 号	岸和田市市税条例等の一部改正について	P. 73
議 案 第 48 号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 79
議 案 第 49 号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 83
議 案 第 50 号	岸和田市環境保全条例の一部改正について	P. 87

議案番号	件名	備考・頁
議案第51号	工事請負契約の締結について (岸和田競輪場施設整備工事(建築その3))	P. 91
議案第52号	財産取得について (災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))	P. 93
議案第53号	町の区域の変更及び町の新設について	P. 95
議案第54号	町の区域の変更について	P. 99
議案第55号	町の区域の変更について	P. 103

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 3 年 6 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第 6 号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 5 月 21 日 処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

第6条第11号の表1の項中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同表2の項中「第11条の4第1項第7号」を「第11条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 4 号

第 5 次岸和田市障害者計画の報告について

障害者基本法第11条第 3 項の規定により別冊のとおり第 5 次岸和田市障害者計画を策定したので、同条第 8 項の規定により本議会に報告する。

令和 3 年 6 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

報告第 5 号

令和 2 年度岸和田市継続費 繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により継続費の逡次繰越しを行つたので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 2 年度岸和田市

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 過次繰越額	計
08 土木費	03 交通安全費	自転車等駐車場 管理事業	円 13,186,000	円 5,275,000	円	円 5,275,000
合 計			13,186,000	5,275,000	0	5,275,000

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 過次繰越額	計
01 自転車競技費	02 開催費	施設整備事業	円 3,476,000,000	円 1,861,420,000	円 717,478,900	円 2,578,898,900
合 計			3,476,000,000	1,861,420,000	717,478,900	2,578,898,900

継続費繰越計算書

(一般会計)

支出額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
			繰 越 金	特 定 財 源			
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
	5,275,000	5,275,000	1,375,000			3,900,000	
0	5,275,000	5,275,000	1,375,000	0	0	3,900,000	0

(自転車競技事業特別会計)

支出額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
			繰 越 金	特 定 財 源			
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
761,436,700	1,817,462,200	1,817,462,200				1,727,700,000	89,762,200
761,436,700	1,817,462,200	1,817,462,200	0	0	0	1,727,700,000	89,762,200

報告第 6 号

令和 2 年度岸和田市繰越明許費 繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第 1 項の規定により繰越しを行ったので、
同条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 2 年度岸和田市

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等管理事業	円 122,103,000
03 民生費	01 社会福祉費	地域生活支援事業	5,231,000
		介護施設等整備支援事業	33,600,000
04 衛生費	01 保健衛生費	感染症予防事業	121,902,000
06 農林水産業費	01 農業費	丘陵地区農整備事業	94,000,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	23,000,000
		橋りょう維持事業	27,000,000
	03 交通安全対策費	交通安全施設維持事業	4,700,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	62,987,000
		丘陵地区整備事業	283,500,000
09 消防費	01 消防費	防災・減災対策事業	19,871,000
10 教育費	02 小学校費	小学校管理事業	29,200,000
	03 中学校費	中学校管理事業	14,000,000
		中学校大規模改造事業	410,400,000
	04 高等学校費	高等学校管理事業	2,400,000
		高等学校教材器具購入事業	9,900,000
	05 幼稚園費	幼稚園管理事業	10,700,000
	06 社会教育費	公共施設予約システム整備事業	20,000,000
合 計			1,294,494,000

繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円
70,175,000		70,175,000				0
5,231,000		5,231,000				0
33,600,000			33,600,000			0
121,902,000		121,902,000				0
94,000,000				14,400,000	1,524,000	78,076,000
23,000,000		10,000,000		13,000,000		0
27,000,000		11,770,000		15,200,000		30,000
4,700,000		2,350,000				2,350,000
62,985,774		27,120,000		31,700,000		4,165,774
283,500,000		27,800,000		214,400,000		41,300,000
19,871,000		9,930,000				9,941,000
29,200,000		29,200,000				0
14,000,000		14,000,000				0
410,400,000		136,800,000		273,600,000		0
2,400,000		2,400,000				0
9,900,000		9,900,000				0
10,700,000			5,350,000			5,350,000
20,000,000		20,000,000				0
1,242,564,774	0	498,578,000	38,950,000	562,300,000	1,524,000	141,212,774

報告第 7 号

令和 2 年度岸和田市上水道事業会計 継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により継続費の繰越繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 2 年度岸和田市上水道

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1	1	第 3 次 施設 更新事業	円 5,137,660,000	円 851,360,000	円	円 851,360,000
合 計			5,137,660,000	851,360,000	0	851,360,000

事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 発 生（見込） 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に 係 る 財 源 内 訳				翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
			企 業 債	補助金	一般会計 負担金 ・ 出資金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
723,595,900	127,764,100	127,764,100	111,500,000			16,264,100	
723,595,900	127,764,100	127,764,100	111,500,000	0	0	16,264,100	0

報告第 8 号

令和 2 年度岸和田市下水道事業会計 継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により継続費の繰越繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和 2 年度岸和田市下水道

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 2 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	大北下水ポン プ場 2 号原動 機他更新事業	円 170,000,000	円 68,000,000	円	円 68,000,000
合 計			170,000,000	68,000,000	0	68,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 発 生（見込） 額	残 額	翌 年 度 繰 越 繰 越 額	翌年度繰越額に 係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を 要するたな卸資産の購入限度額
			国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
67,320,000	680,000	680,000				680,000	
67,320,000	680,000	680,000	0	0	0	680,000	0

報告第 9 号

令和 2 年度岸和田市下水道事業会計 予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第 1 項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和2年度岸和田市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1	1		円	円
資本的支出	建設改良費	下水汚泥処理施設建設委託事業	1,499,000	615,485
合 計			1,499,000	615,485

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	国庫補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
円 883,515	円	円	円	円 883,515	円 0	円	大阪府が実施する建設事業が、翌年度へ繰越となったため
883,515	0	0	0	883,515	0	0	

報告第10号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和2年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会 事業報告書

事業概要

＜実施事業＞

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として、発生した樹木の剪定枝葉をリサイクル会社で破碎・チップ化し、リサイクルを行いました。また、熟成させたチップを振るい分けしたものを袋詰めにし、土壌改良材として市内各保育所、幼稚園、小・中学校や町会、ボランティア団体等に配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年6回、浜工業公園にて年4回の講習会（菊苗木の植え方・松竹梅の寄せ植え等）を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供するとともに、花の種や緑化パンフレットを配布しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

＜その他事業＞

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能が発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Fリーグ公式戦（フットサル）が開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブチームの各種大会、室内運動会や障害者のスポーツイベン

ト、スポーツ以外の市が主催する成人式等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を2回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の2種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした1種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和2年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
実施事業会計

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(7,161,000)	(6,910,250)	(250,750)
緑化等事業収益	5,561,000	5,522,000	39,000
ゲートボール場運営事業収益	1,600,000	1,388,250	211,750
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	7,161,000	6,910,250	250,750
(2) 経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	12,530,000	10,852,673	1,677,327
公園施設等整備事業費	6,808,000	734,800	6,073,200
ゲートボール場運営事業費	7,050,000	5,903,737	1,146,263
事業費計	26,388,000	17,491,210	8,896,790
経常費用計	26,388,000	17,491,210	8,896,790
当期経常増減額	△ 19,227,000	△ 10,580,960	△ 8,646,040
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 19,227,000	△ 10,580,960	△ 8,646,040
当期一般正味財産増減額	△ 19,227,000	△ 10,580,960	△ 8,646,040
一般正味財産期首残高	58,561,217	49,181,274	9,379,943
一般正味財産期末残高	39,334,217	38,600,314	733,903
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	39,334,217	38,600,314	733,903

令和2年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
 その他事業会計

〔 令和2年4月1日から
 令和3年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(368,265,000)	(326,757,048)	(41,507,952)
都市公園等指定管理事業収益	124,744,000	123,136,107	1,607,893
中央公園指定管理事業収益	54,240,000	38,978,978	15,261,022
総合体育館指定管理事業収益	79,653,000	69,748,726	9,904,274
市民体育館指定管理事業収益	19,852,000	20,818,171	△ 966,171
運動広場等指定管理事業収益	37,546,000	36,415,932	1,130,068
駐車場指定管理事業収益	40,198,000	35,020,994	5,177,006
指定管理関連事業収益(紅葉館)	528,000	528,000	0
売店等運営事業収益	8,500,000	159,500	8,340,500
スポーツ振興事業収益	3,004,000	1,950,640	1,053,360
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	368,265,000	326,757,048	41,507,952
(2) 経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	124,744,000	115,118,997	9,625,003
中央公園指定管理事業費	54,240,000	38,248,115	15,991,885
総合体育館指定管理事業費	79,653,000	65,772,817	13,880,183
市民体育館指定管理事業費	19,852,000	17,374,390	2,477,610
運動広場等指定管理事業費	37,546,000	35,787,512	1,758,488
駐車場指定管理事業費	40,198,000	36,014,818	4,183,182
指定管理関連事業費(紅葉館)	528,000	528,000	0
売店等運営事業費	8,436,000	12,800	8,423,200
スポーツ振興事業費	2,691,000	2,505,659	185,341
事業費計	367,888,000	311,363,108	56,524,892
経常費用計	367,888,000	311,363,108	56,524,892
評価損益等調整前当期経常増減額	377,000	15,393,940	△ 15,016,940
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	377,000	15,393,940	△ 15,016,940
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	△ 18,000,000	18,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	377,000	△ 2,606,060	2,983,060
当期一般正味財産増減額	377,000	△ 2,606,060	2,983,060
一般正味財産期首残高	109,514,060	109,514,060	0
一般正味財産期末残高	109,891,060	106,908,000	2,983,060
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	109,891,060	106,908,000	2,983,060

令和2年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
法人会計

〔 令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取利息	2,000	0	2,000
雑収益	337,000	2,806,494	△ 2,469,494
経常収益計	339,000	2,806,494	△ 2,467,494
(2) 経常費用			
①管理費			
給与費	10,193,000	11,362,010	△ 1,169,010
諸経費	6,923,000	12,294,957	△ 5,371,957
管理費計	17,116,000	23,656,967	△ 6,540,967
経常費用計	17,116,000	23,656,967	△ 6,540,967
当期経常増減額	△ 16,777,000	△ 20,850,473	4,073,473
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	18,000,000	△ 18,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 16,777,000	△ 2,850,473	△ 13,926,527
当期一般正味財産増減額	△ 16,777,000	△ 2,850,473	△ 13,926,527
一般正味財産期首残高	9,133,045	8,352,236	780,809
一般正味財産期末残高	△ 7,643,955	5,501,763	△ 13,145,718
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 7,643,955	5,501,763	△ 13,145,718

令和2年度 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	円	円	円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金・預金	80,337,457	106,746,041	△ 26,408,584
現金預金合計	80,337,457	106,746,041	△ 26,408,584
(2) その他流動資産			
未収入金	37,432,317	25,379,559	12,052,758
立替金	806,881	1,965,719	△ 1,158,838
仮払金	2,366,614	881,613	1,485,001
その他流動資産合計	40,605,812	28,226,891	12,378,921
流動資産合計	120,943,269	134,972,932	△ 14,029,663
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(特)	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	4,000,000	4,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物	299,547,690	299,547,690	0
車両運搬具	927,050	927,050	0
什器備品	5,472,400	5,472,400	0
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減価償却累計額	△ 256,922,655	△ 253,073,671	△ 3,848,984
実施事業等合計	45,000,000	40,000,000	5,000,000
その他固定資産合計	94,548,065	93,397,049	1,151,016
固定資産合計	108,548,065	107,397,049	1,151,016
資産合計	229,491,334	242,369,981	△ 12,878,647
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	18,821,329	28,352,784	△ 9,531,455
預り金	1,731,009	2,666,909	△ 935,900
仮受金	1,908,919	3,282,718	△ 1,373,799
流動負債合計	22,461,257	34,302,411	△ 11,841,154
2 固定負債			
その他合計	45,000,000	40,000,000	5,000,000
退職給付引当金	10,000,000	0	10,000,000
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	56,020,000	41,020,000	15,000,000
負債合計	78,481,257	75,322,411	3,158,846
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
151,010,077	167,047,570	△ 16,037,493	
(内基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(内特定資産への充当額)	(4,000,000)	(4,000,000)	(0)
正味財産合計	151,010,077	167,047,570	△ 16,037,493
負債及び正味財産合計	229,491,334	242,369,981	△ 12,878,647

令和３年度 事業計画書

＜実施事業計画＞

1 緑化等事業

- (1) みどりのリサイクル事業
- (2) 花いっぱい推進事業
- (3) パンフレットの作成・配布
- (4) 清掃活動・街頭における緑化啓発
- (5) 緑化等講習会（中央公園年６回、浜工業公園年６回開催予定）
- (6) フラワースクール講習会（年２回開催予定）
- (7) 市民フェスティバル参加
- (8) 緑の募金活動
- (9) コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）

2 公園施設等整備事業

各公園・児童遊園及び施設（スポーツ施設を含む）の整備事業の推進

3 ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康体力の増進に寄与

＜その他事業計画＞

1 指定管理事業

- (1) 中央公園指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (2) 都市公園・児童遊園等指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (3) 駐車場運営指定管理事業
- (4) 総合体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
 - ② トレーニングルームの運営
- (5) 市民体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (6) 運動広場等指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (7) 指定管理関連事業
 - ① 紅葉館の管理

2 売店等運営事業

3 スポーツ振興事業

- (1) スポーツ大会の企画・実施（総合体育館、中央公園、浜工業公園）
- (2) スポーツ教室の開催・運営
- (3) 集客イベント等の実施
- (4) 地域活性化事業の実施

令和3年度 実施事業会計予算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	25,823	7,161	18,662	
緑化等事業収入	5,550	5,561	△ 11	
ゲートボール場運営事業収入	1,600	1,600	0	
公益目的繰入金	18,673	0	18,673	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当 期 収 入 合 計	25,823	7,161	18,662	
II 費用の部				
事業費	25,823	26,388	△ 565	
緑化等事業費	12,504	12,530	△ 26	
公園施設等整備事業費	6,808	6,808	0	
ゲートボール場運営事業費	3,265	3,575	△ 310	
減価償却費	3,246	3,475	△ 229	
当 期 費 用 合 計	25,823	26,388	△ 565	
当 期 損 益	0	△ 19,227	19,227	

令和3年度 その他事業会計予算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

科 目	予 算 額 千円	前年度予算額 千円	増 減 額 千円	備 考
I 収入の部				
事業収入	241,003	242,136	△ 1,133	
都市公園等指定管理事業収入	118,365	117,730	635	
中央公園指定管理事業収入	10,950	11,141	△ 191	
総合体育館指定管理事業収入	27,126	27,483	△ 357	
市民体育館指定管理事業収入	12,176	11,835	341	
運動広場等指定管理事業収入	21,661	21,717	△ 56	
駐車場運営事業収入	40,397	40,198	199	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	528	528	0	
売店等運営事業収入	6,803	8,500	△ 1,697	
スポーツ振興事業収入	2,997	3,004	△ 7	
利用料金収入	90,795	94,209	△ 3,414	
都市公園等有料施設利用料金収入	6,575	6,446	129	
中央公園有料施設利用料金収入	22,649	20,205	2,444	
総合体育館利用料金収入	40,385	47,380	△ 6,995	
市民体育館利用料金収入	5,057	4,817	240	
運動広場等利用料金収入	16,129	15,361	768	
企画事業収入	2,961	3,688	△ 727	
都市公園等企画事業収入	34	68	△ 34	
総合体育館企画事業収入	485	1,152	△ 667	
市民体育館企画事業収入	2,200	2,200	0	
運動広場等企画事業収入	242	268	△ 26	
繰入金収入	31,246	28,232	3,014	
自主事業繰入金収入	6,440	6,440	0	
駐車場事業繰入金収入	20,963	20,592	371	
法人繰入金収入	3,843	1,200	2,643	
当 期 収 入 合 計	366,005	368,265	△ 2,260	
II 費用の部				
事業費	335,448	345,096	△ 9,648	
都市公園等指定管理事業費	123,186	124,744	△ 1,558	
中央公園指定管理事業費	55,256	54,240	1,016	
総合体育館指定管理事業費	75,480	79,653	△ 4,173	
市民体育館指定管理事業費	18,075	19,852	△ 1,777	
運動広場等指定管理事業費	36,375	37,546	△ 1,171	
駐車場指定管理事業費	19,434	19,606	△ 172	
指定管理関連事業費（紅葉館）	528	528	0	
売店等運営事業費	4,803	6,436	△ 1,633	
スポーツ振興事業費	2,311	2,491	△ 180	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	30,557	22,792	7,765	
指定管理事業への繰出金	30,071	22,792	7,279	
法人事業への繰出金	486	0	486	
当 期 費 用 合 計	366,005	367,888	△ 1,883	
当 期 損 益	0	377	△ 377	

令和3年度 法人会計予算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
財産運用収入	2	2	0	
基本財産利息収入	2	2	0	
雑収入	20,889	337	20,552	
雑収入	20,889	337	20,552	
当 期 収 入 合 計	20,891	339	20,552	
II 費用の部				
管理費	15,018	14,916	102	
給与費	11,056	10,193	863	
諸経費	3,962	4,723	△ 761	
繰出金	5,873	2,200	3,673	
指定管理事業への繰出金	5,873	2,200	3,673	
当 期 費 用 合 計	20,891	17,116	3,775	
当 期 損 益	0	△ 16,777	16,777	

議案第44号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第 7 号

令和 3 年度岸和田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度岸和田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 251,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,415,669 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 1 日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		19,232,628	251,800	19,484,428
	02 国庫補助金	2,585,606	251,800	2,837,406
歳入合計		79,163,869	251,800	79,415,669

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		39,686,833	251,800	39,938,633
	02 児童福祉費	13,307,347	251,800	13,559,147
歳 出 合 計		79,163,869	251,800	79,415,669

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,232,628	251,800	19,484,428
歳入合計	79,163,869	251,800	79,415,669

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	39,686,833	251,800	39,938,633
歳 出 合 計	79,163,869	251,800	79,415,669

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
251,800	0	0	0	0
251,800	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,232,628	251,800	19,484,428
02 国庫補助金	2,585,606	251,800	2,837,406
02 民生費国庫補助金	850,804	251,800	1,102,604

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
02 児童福祉費補助金	251,800	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金 251,800 (子ども家庭課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 兒童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	39,686,833	251,800	39,938,633	251,800	0	0	0
02 児童福祉費	13,307,347	251,800	13,559,147	251,800	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	8,942,920	251,800	9,194,720	251,800	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	292	121100	01 報酬 292
		子育て世帯生活支援特 251,800	会計年度任用職員報酬 292
03 職員手当等	740	別給付金支給事業	03 職員手当等 740
		(子ども家庭課)	超過勤務手当 740
10 需用費	150		10 需用費 150
			消耗品費 100
11 役務費	1,954		印刷製本費 50
			11 役務費 1,954
12 委託料	50,527		通信運搬費 733
			手数料 1,221
13 使用料及び賃借料	137		12 委託料 50,527
			事業実施運営委託料 46,677
			システム管理・開発委託料 3,850
18 負担金、補助及び交付金	198,000		13 使用料及び賃借料 137
			土地・建物賃借料 137
			18 負担金、補助及び交付金 198,000
			補助金 198,000

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

(一般会計)

区分	職員数			給与			給与手当			合計	備考
	職員	任期付職員	再任用職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当	計	費		
補正後	人 1,340	人 1	人 51	人 (1,517)	千円 1,445,399	千円 5,111,518	千円 4,035,167	千円 10,592,084	千円 1,911,976	千円 12,504,060	
補正前	1,340	1	51	(1,517)	1,445,107	5,111,518	4,034,427	10,591,052	1,911,976	12,503,028	
比較	0	0	0	0	292	0	740	1,032	0	1,032	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の内訳	区分	超過勤務 手当
	補正後	千円 310,177
	補正前	309,437
比較	比較	740

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与		費 計	共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任 期 付 職 員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	人 1,340	人 1	人 51	千円	千円 5,111,518	千円 3,821,064	千円 8,932,582 10,663,731	
補 正 前	1,340	1	51		5,111,518	3,820,324	8,931,842 10,662,991	
比 較	0	0	0		0	740	0 740	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 310,177
	補 正 前	309,437
比 較		740

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 会計年度任用職員	給			与			費 計	共 済 費	合 計	備 考
		報	酬	給	料	職 員 手 当	計				
補 正 後	(1,517) 人	1,445,399 千円			千円	214,103 千円	1,659,502 千円	180,827 千円	1,840,329 千円		
補 正 前	(1,517)	1,445,107				214,103	1,659,210	180,827	1,840,037		
比 較	0	292				0	292	0	292		

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	千円 292	1 その他の増減分	千円 292	
職員手当	千円 740	1 その他の増減分	千円 740 超過勤務手当	

議案第45号

岸和田市競輪場売店管理条例の廃止について

岸和田市競輪場売店管理条例を次のとおり廃止するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市競輪場売店管理条例を廃止する条例

岸和田市競輪場売店管理条例（昭和46年条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の岸和田市競輪場売店管理条例第4条の規定により借受人となった者に係る売店の貸付けについては、当該売店の貸付期間に限り、なお従前の例による。

議案第46号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例及び岸和田市ふるさと寄附条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の特殊勤務手当に関する条例及び岸和田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正)

第2条 岸和田市ふるさと寄附条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

岸和田市市税条例等の一部改正について

岸和田市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例等の一部を改正する条例

(岸和田市市税条例の一部改正)

第1条 岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第26条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第13条第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第20項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項の前に次の1項を加える。

22 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(岸和田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岸和田市市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条のうち、岸和田市市税条例第42条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、岸和田市市税条例第43条第4項の改正規定中「又は第31項」に「の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、岸和田市市税条例第45条の改正規定中「第45条第4項」を「第45条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、岸和田市市税条例附則第3条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中岸和田市市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中岸和田市市税条例第13条第2項、第26条の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中岸和田市市税条例附則第13条第23項の前に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第48号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号を削り、同条第25号を同条第24号とし、同条第26号から第39号までを1号ずつ繰り上げ、同条第40号中「第25号及び第33号」を「第24号及び第32号」に改め、同号を同条第39号とし、同条第41号中「第27号及び第35号」を「第26号及び第34号」に改め、同号を同条第40号とし、同条第42号中「第28号及び第36号」を「第27号及び第35号」に改め、同号を同条第41号とし、同条第43号中「第30号及び第37号」を「第29号及び第36号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第44号中「第26号及び第34号」を「第25号及び第33号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第45号を同条第44号とし、同条第46号から第95号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第5号中「第77号」を「第76号」に改め、同項第7号中「前条第81号」を「前条第80号」に改め、同項第8号中「前条第92号」を「前条第91号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に申請された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第8項の規定による個人番号カードの再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第49号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

岸和田市環境保全条例の一部改正について

岸和田市環境保全条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市環境保全条例の一部を改正する条例

岸和田市環境保全条例（平成15年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第36条中「指定事業所設置等の届出」を「指定事業所設置及び第34条の規定による届出（以下「指定事業所設置等の届出」という。）」に改める。

別表第4備考第7項中「学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

工事請負契約の締結について

令和3年5月18日に一般競争入札に付した岸和田競輪場施設整備工事（建築その3）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 岸和田競輪場施設整備工事（建築その3） |
| 1 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 1 契約金額 | 金382,302,800円 |
| 1 契約の相手方 | 岸和田市西大路町165番地の1
矢野建設株式会社本店
本店長 中 川 幹 彦 |

議案第52号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 1 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 1 | 取得予定金額 | 金41,140,000円 |
| 1 | 契約の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土居典生 |

議案第53号

町の区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更し、町を新設するものとする。

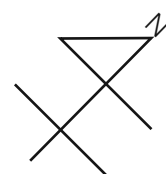
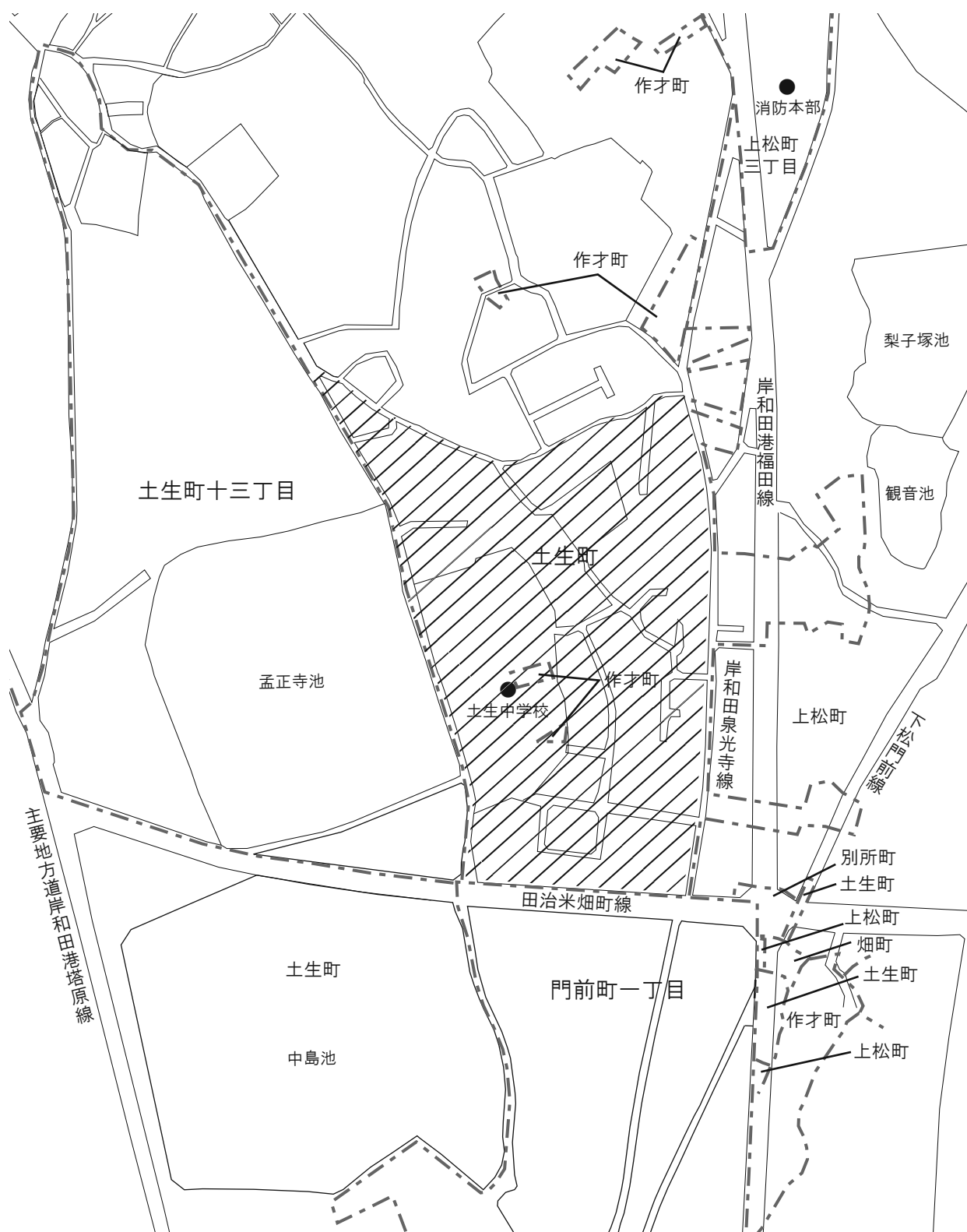
令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 土生町及び作才町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって、土生町十二丁目を新設する。
- 3 実施期日は、令和3年11月8日とする。

別図 1



別図 2



議案第54号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更するものとする。

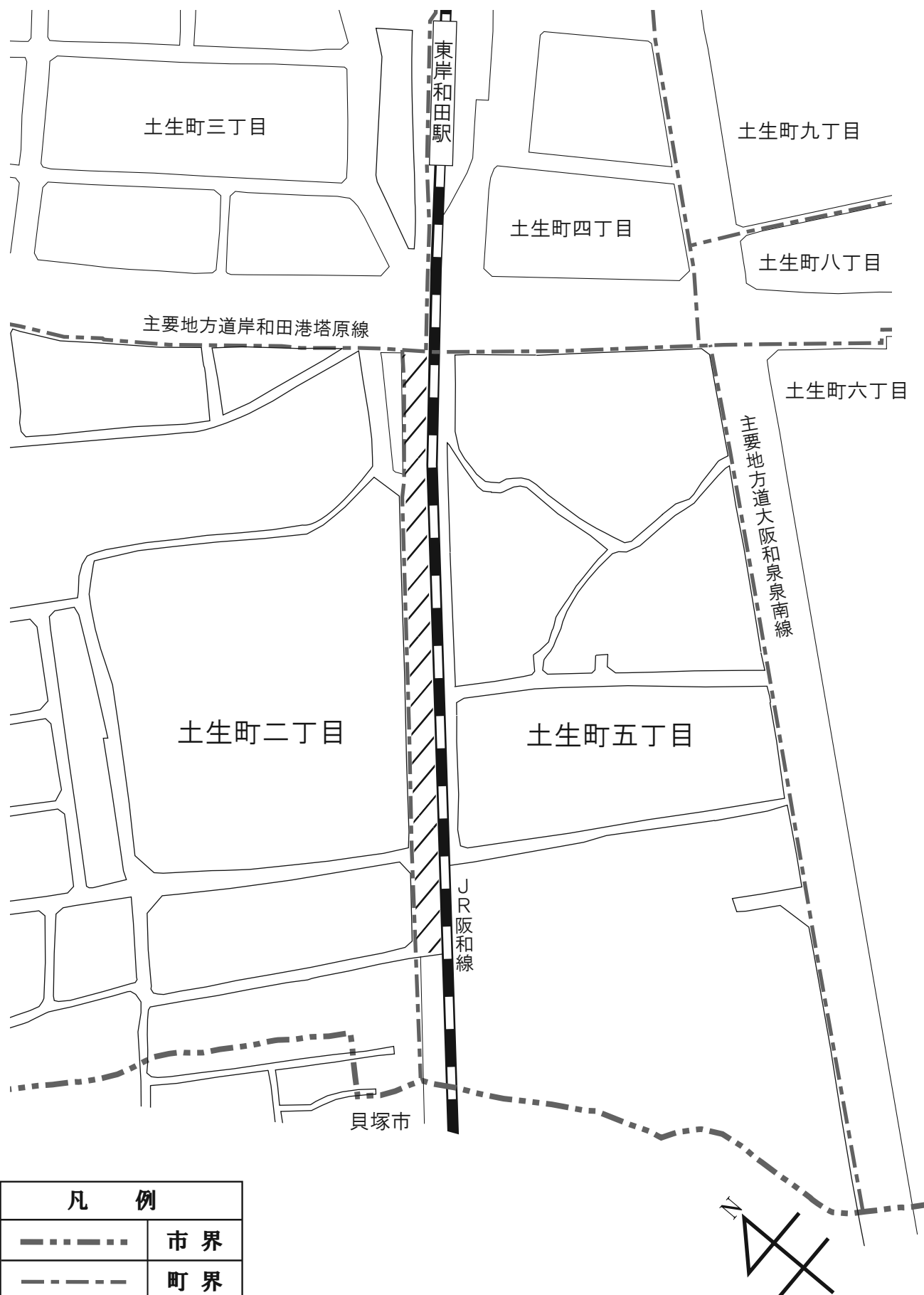
令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 土生町五丁目の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域を土生町二丁目の区域に編入する。

別図 1



別図 2



町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更するものとする。

令和3年6月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 上町の区域を別図1の斜線①、斜線②及び斜線③で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域のうち斜線①で示す区域を野田町一丁目の区域に、斜線②で示す区域を野田町二丁目の区域に、斜線③で示す区域を野田町三丁目の区域に編入する。

別図 1



別図2

